
Ⅲ 市町村民経済計算の概念・推計方法	… 68
---------------------------	-------------

1 市町村民経済計算とは	… 68
2 市町村民経済計算のねらい	… 68
3 基本的な概念	… 68
4 主な用語の解説	… 68
5 諸概念相互関連図	… 70
6 市町村民経済計算の推計方法	… 70

1 市町村民経済計算とは

市町村民経済計算は、県民経済計算の概念を市町村の行政区域に適用して、市町村の一定期間（会計年度）の経済活動を計測するものである。

2 市町村民経済計算のねらい

市町村民経済計算は、地域経済の循環と構造を、生産、分配の両面から計量把握することにより、地域経済の実態を包括的に明らかにし、総合的な経済指標として行財政経済政策に資することを主な目的としている。あわせて、県経済における市町村経済の位置を明らかにし、各市町村間の計数比較を行うことによって、県経済の地域分析と諸施策立案に活用しようとするものである。

3 基本的な概念

(1) 市町村民経済計算における付加価値

市町村民経済計算における付加価値とは、1年間に地域の居住者の生産活動によって新たに生み出された純生産物（最終生産物）の価値を貨幣価値で評価したもので、それはまた、生産活動に参加した労働、土地、資本などの各生産要素の所得（分配）となり、次いで消費または投資（支出）にあてられる。

市町村民経済計算ではこの付加価値を、それが発生する「生産面」から把握しても、各生産要素の所得となる「分配面」から把握しても、それを消費または投資にあてる「支出面」から把握しても、全く同じ値となる「三面等価の原則」の概念に基づいている。

資料の制約から（市町村別データが得られない、または市町村別に分割するための指標がない。）、「支出面」の推計は行っていないため、この報告書では、「生産面」と「分配面」の推計結果を掲載している。

(2) 内ベースと民ベース

経済活動を把握する場合、内ベース（属地主義）と民ベース（属人主義）とがある。

前者は市町村という行政区域内の経済活動を、それに携わった者の居住地を問わず把握するものであり、後者は、市町村内居住者の経済活動を地域を問わず把握するものである。

この報告書では、経済活動別総生産は前者の内ベースで把握し、市町村民所得（分配）は後者の民ベースで把握している。

なお、この場合の居住者とは個人だけでなく、法人企業や政府機関など、経済主体全般に適用される概念基準である。

(3) 市場価格表示と要素費用表示

付加価値を測定する場合、市場価格で表示する方法と要素費用で表示する方法がある。

市場価格は市場取引における売買価格をいい、要素費用は生産要素（労働、土地、資本）に対する企業の費用（賃金、利潤など）をいう。

これら二つの表示方法によって推計された純生産物は、「市場価格表示＝要素費用表示＋生産・輸入品に課される税（控除）補助金」で関係づけられる。

この報告書では、生産は市場価格で表示し、分配は要素費用で表示している。

4 主な用語の解説

(1) 市町村内総生産（経済活動別）

一定期間内に市町村内経済部門の生産活動によって新たに生み出された価値の評価額を、産業、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者別の経済活動別に示したものであり、産出額から中間投入額を控除したものである。

(2) 政府サービス生産者

政府サービスとは、国家の治安や秩序の維持、経済厚生、社会福祉の増進などのためのサービスで、政府以外によっては効率的かつ経済的に供給されないような、社会の共通目的のために行われる性格のものである。

政府サービス生産者には、上記の機能を果たす中央政府（国出先機関）、地方政府（県、市町村）などの行政機関のほか、社会保障基金や事業団の一部など、特定の非営利団体が含まれる。

(3) 対家計民間非営利サービス生産者

他の方法では効率的に提供し得ない社会的、公共的サービスを、利益追求を目的とせず家計へ提供する団体を「対家計民間非営利団体」といい、これを生産者として把握する場合、「対家計民間非営利サービス生産者」という。対家計民間非営利団体は、ある特定の目的を遂行するために集まった個人の自発的な団体であり、その活動は通常、会員の会費や家計、企業、政府からの寄付、補助金によって賄われる。労働組合、政党、宗教団体のほか、私立学校のすべてがこれに含まれる。

なお、副次活動として営利活動を営む場合、その副次活動は分離して、産業に含まれる。

(4) 帰属利子

金融業の営業活動による純受取分（受取利子＋受取配当－支払利子）。

一方、他の産業では、これをコスト（借入金利息の支払い）として総生産から控除する必要が生じるが、推計手法上、産業別に控除額を明らかにすることが困難なため、控除項目を設けて一括控除している。統計表の「（控除）帰属利子等」には、帰属利子のほかに「輸出入に課される税・関税（加算項目）」、「総資本形成に係る消費税（控除項目）」が含まれ、同様の理由で一括して加算・控除を行う。

(5) 市町村民所得（分配）

生産活動によって生み出された付加価値が、その生産活動に労働、資本等の生産要素を提供した市町村民に、賃金、配当などの対価によって、どのように分配されたかを示したもの。

この分配された所得の総額が市町村民所得であり、雇用者報酬、財産所得、企業所得から構成される。

(6) 雇用者報酬

雇用者が労働の対価として受け取る現金や現物給与の他、雇主が雇用者福祉のために直接負担する社会保障関係費用のことであり、賃金・俸給（賃金・給与、手当、賞与、歳費、報酬などがあり、現金によるもののほか現物支給によるものも含まれる。また、社宅など市中家賃より低廉な住宅が提供されている場合、市中家賃との差額が「給与住宅差額家賃」となり、現物給与とみなして計上される。）と、雇主の社会負担（雇主が負担する社会保障基金・年金基金への負担および退職一時金など）の合計額となる。

(7) 財産所得

一般政府（国、地方公共団体等）、家計、対家計民間非営利団体（労働組合、政党、宗教・文化団体、私立学校等）が所有する資金・資産を運用・貸借して得られる所得。

家計については利子（純受取＝受取－支払）、配当（受取）、保険契約者に帰属する財産所得（保険契約者の資産として、本来家計に支払われるべき保険契約者配当・投資所得のこと。実際は保険企業に留保される性格のものであるため、帰属計算を行い家計の所得とする。）、賃貸料（受取）が計上される。

一般政府、対家計民間非営利団体については、純受取（受取－支払）の各項目合計が計上される。

(8) 企業所得

営業余剰に、財産所得の純受取（利子などの受取－支払）を加算したもので、民間法人企業、公的企業（日本高速道路株式会社各社、郵便局株式会社、国有林野事業特別会計、県の企業会計、市町村の病院事業等）、個人企業の別に計上される。

財産所得において、家計に配当が計上されることから、二重計算を回避するため配当受払後の金額を計上する。

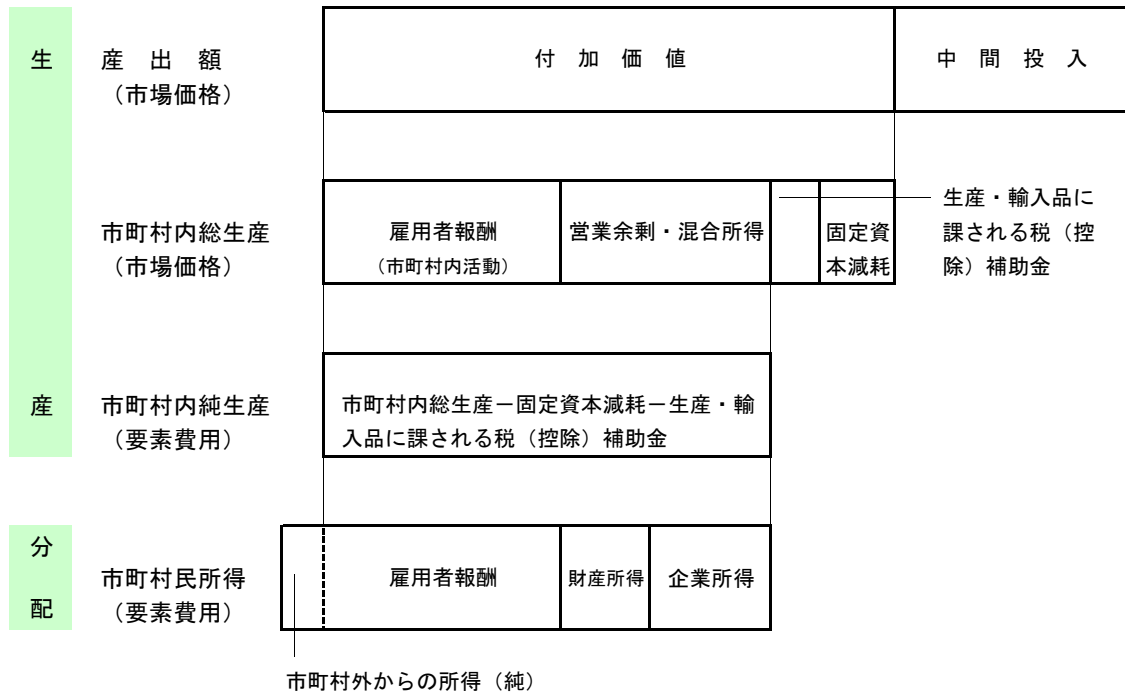
(9) 1人当たり市町村民所得

「1人当たり市町村民所得」は次式のとおり、雇用者報酬、財産所得、企業所得の合計を総人口で除して求める。

市町村民所得の水準は、賃金水準や給与水準とは異なる性質の指標であることに留意する必要がある。

$$1人当たり市町村民所得 = \text{市町村民所得（雇用者報酬 + 財産所得 + 企業所得）} \div \text{市町村の総人口}$$

5 諸概念相互関連図



6 市町村民経済計算の推計方法

市町村民経済計算は、県民経済計算の推計方式に準拠し、各項目ごとに秋田県の値(県民経済計算の計数)を各種統計数値(または照会により入手した基礎資料の集計値)で分割することによって推計を行っている。

$$\text{市町村値} = \text{県値(県民経済計算の各項目計数)} \times \text{分割指標}$$

(1) 生産系列

項 目	分 割 指 標	基 礎 資 料
【1】農林水産業		
① 農 業		
(a) 農 業	農業産出額	秋田農林水産統計年報(東北農政局 秋田農政事務所)
(b) 獣 医 業	民営従業者数	経済センサス(総務省)
(c) 農業サービス	農業産出額	秋田農林水産統計年報(東北農政局 秋田農政事務所)

項 目	分 割 指 標	基 礎 資 料
② 林 業 (a) 国 有 林 (b) 民 有 林 (c) 狩 猟 業	業務収入対県比率 産出額対県比率 産出額対県比率	関係指標 関係指標 関係指標
③ 水 産 業 (a) 海面漁業 (b) 海面養殖業 (c) 内水面漁業 (d) 内水面養殖業	海面漁業生産額 生産額対県比率 生産額対県比率 生産額対県比率	秋田農林水産統計年報（東北農政局 秋田農政事務所） 関係指標 関係指標 関係指標
【2】 鉱 業		
① 金属鉱業 ② 石油・天然ガス ③ 非金属鉱業 ④ 岩石採石業	産出額対県比率 産出額対県比率 産出額対県比率 産出額対県比率	関係指標 関係指標 関係指標 関係指標
【3】 製 造 業		
① 食 料 品 ② 織 維 ③ パルプ・紙 ④ 化 学 ⑤ 石油・石炭製品 ⑥ 窯業・土石製品 ⑦ 一次金属 ⑧ 金属製品 ⑨ 一般機械 ⑩ 電気機械 ⑪ 輸送用機械 ⑫ 精密機械 ⑬ その他の製造業	産出額対県比率 産出額対県比率 産出額対県比率 産出額対県比率 産出額対県比率 産出額対県比率 産出額対県比率 産出額対県比率 産出額対県比率 産出額対県比率 産出額対県比率 産出額対県比率 産出額対県比率	秋田県の工業（県調査統計課） 秋田県の工業（県調査統計課） 秋田県の工業（県調査統計課） 秋田県の工業（県調査統計課） 秋田県の工業（県調査統計課） 秋田県の工業（県調査統計課） 秋田県の工業（県調査統計課） 秋田県の工業（県調査統計課） 秋田県の工業（県調査統計課） 秋田県の工業（県調査統計課） 秋田県の工業（県調査統計課） 秋田県の工業（県調査統計課） 秋田県の工業（県調査統計課） 秋田県の工業（県調査統計課）
【4】 建設業		
① 民間土木 ② 公共土木 ③ 民間建築 ④ 公共建築 ⑤ 補修工事	民営従業者数 産出額対県比率 新增分家屋決定価格 産出額対県比率 建設業産出額（③+④）	経済センサス（総務省） 関係指標 市町村税の概要（県税務課） 関係指標
【5】 電気・ガス・水道業		
① 電気業（民間） (a) 発電部門 (b) その他部門 ② 電気業（公的） ③ ガス業（民間） ④ ガス業（公的） ⑤ 水道事業（法適用・非適用） ⑥ 工業用水道事業 ⑦ 廃棄物処理業	発電電力量対県比率 販売電力量対県比率 売電電力量対県比率 産出額対県比率 営業収益 営業収益対県比率 産出額対県比率 民営従業者数	関係指標 関係指標 関係指標 関係指標 市町村公営企業概要（県市町村課） 市町村公営企業概要（県市町村課） 関係指標 経済センサス（総務省）
【6】 卸売・小売業		
① 卸売業（民間） (a) 各種商品	年間販売額対県比率	秋田県の商業（県調査統計課）

項 目	分 割 指 標	基 礎 資 料
(b) 織物・衣服・身の回り品	年間販売額対県比率	秋田県の商業（県調査統計課）
(c) 農畜産物水産物・飲食料品	年間販売額対県比率	秋田県の商業（県調査統計課）
(d) 建築材料・再生資源等	年間販売額対県比率	秋田県の商業（県調査統計課）
(e) 一般機械・その他機械器具等	年間販売額対県比率	秋田県の商業（県調査統計課）
(f) 家具建具什器・その他卸売業	年間販売額対県比率	秋田県の商業（県調査統計課）
② 卸売業（公的）	支所人員対県比率	関係指標
③ 小 売 業		
(a) 各種商品	年間販売額対県比率	秋田県の商業（県調査統計課）
(b) 織物・衣服・身の回り品	年間販売額対県比率	秋田県の商業（県調査統計課）
(c) 飲食料品	年間販売額対県比率	秋田県の商業（県調査統計課）
(d) 自動車・自転車	年間販売額対県比率	秋田県の商業（県調査統計課）
(e) 家具・什器・家庭用機械器具	年間販売額対県比率	秋田県の商業（県調査統計課）
(f) その他の小売業	年間販売額対県比率	秋田県の商業（県調査統計課）
【7】金融・保険業		
① 金融業	従業者数	経済センサス（総務省）
② 保険業	市町村総人口	国勢調査（総務省）、秋田県の人口 （県調査統計課）
【8】不動産業		
① 不動産仲介・管理業	民営従業者数	経済センサス（総務省）
② 住宅賃貸業	木造家屋床面積	市町村税の概要（県税務課）
③ 不動産賃貸業	民営従業者数	経済センサス（総務省）
【9】運輸・通信業		
① 運輸業		
(a) JR旅客	乗車人員対県比率	関係指標
(b) JR貨物	発送トン数対県比率	関係指標
(c) 民間地方鉄道	産出額対県比率	県民経済計算（集計値）
(d) 道路貨物輸送	民営従業者数	経済センサス（総務省）
(e) タクシー	保有車両数	秋田運輸支局業務概要 （東北運輸局秋田運輸支局）
(f) バス	保有車両数	秋田運輸支局業務概要 （東北運輸局秋田運輸支局）
(g) 沿海・内水面輸送	従業者数	経済センサス（総務省）
(h) 港湾運送	入港船舶総トン数	港湾統計年報（県港湾空港課）
(i) 航空運輸業	輸送量（人キロ）	国土交通省資料
(j) 有料駐車場	従業者数	経済センサス（総務省）
(k) 有料道路	収入金額	関係指標
(l) 高速道路	IC別料金収入対県比率	関係指標
(m) その他の運輸業	産出額対県比率	県民経済計算（集計値）
② 通信業		
(a) 郵便業	従業者数	経済センサス（総務省）
(b) 国内・国際電気通信	固定電話加入台数対県比率	関係指標
(c) 移動通信	市町村総人口	国勢調査（総務省）、秋田県の人口 （県調査統計課）
(d) その他の通信	民営従業者数	経済センサス（総務省）
【10】サービス業		
① 医療その他		
(a) 医療・保健衛生	従業者数	経済センサス（総務省）
(b) 介 護	介護保険給付実績額	関係指標
② その他の公共サービス	民営従業者数	経済センサス（総務省）
③ 広 告 業	民営従業者数	経済センサス（総務省）
④ 業務用物品賃貸業	民営従業者数	経済センサス（総務省）

項 目	分 割 指 標	基 礎 資 料
⑤ 自動車・機械修理業	民営従業者数	経済センサス(総務省)
⑥ その他の対事業所サービス	民営従業者数	経済センサス(総務省)
⑦ 娯 楽 業	民営従業者数	経済センサス(総務省)
⑧ 放 送 業		
(a) 公共放送	民営除く従業者数	経済センサス(総務省)
(b) 民間放送	民営従業者数	経済センサス(総務省)
⑨ 飲 食 店	民営従業者数	経済センサス(総務省)
⑩ 旅 館	民営従業者数	経済センサス(総務省)
⑪ その他の対個人サービス	民営従業者数	経済センサス(総務省)

【11】政府サービス生産者

$$\text{総生産} = \text{固定資本減耗} + \text{生産・輸入品に課される税} + \text{雇用者報酬}$$

① 電気・ガス・水道業		
(a) 下水道事業		
(i) 固定資本減耗	下水道処理人口	あきたの下水道(県下水道課)
(ii) 生産・輸入品に課される税	下水道処理人口	あきたの下水道(県下水道課)
(iii) 雇用者報酬	職員給与費	市町村公営企業概要(県市町村課)
(b) 廃棄物処理(市町村)		
(i) 固定資本減耗	清掃費決算額	市町村財政概要(県市町村課)
(ii) 生産・輸入品に課される税	清掃費決算額	市町村財政概要(県市町村課)
(iii) 雇用者報酬	清掃費決算額	市町村財政概要(県市町村課)
(c) 廃棄物処理(県)		
(i) 固定資本減耗	産出額対県比率	県民経済計算(集計値)
(ii) 生産・輸入品に課される税	産出額対県比率	県民経済計算(集計値)
(iii) 雇用者報酬	産出額対県比率	県民経済計算(集計値)
② サービス業		
(a) 教育		
(i) 固定資本減耗	民営除く従業者数	経済センサス(総務省)
(ii) 生産・輸入品に課される税	民営除く従業者数	経済センサス(総務省)
(iii) 雇用者報酬	民営除く従業者数	経済センサス(総務省)
(b) 学術研究		
(i) 固定資本減耗	民営除く従業者数	経済センサス(総務省)
(ii) 生産・輸入品に課される税	民営除く従業者数	経済センサス(総務省)
(iii) 雇用者報酬	民営除く従業者数	経済センサス(総務省)
③ 公務		
(a) 国		
(i) 固定資本減耗	従業者数	経済センサス(総務省)
(ii) 生産・輸入品に課される税	従業者数	経済センサス(総務省)
(iii) 雇用者報酬	従業者数	経済センサス(総務省)
(b) 県・市町村		
(i) 固定資本減耗	従業者数	経済センサス(総務省)
(ii) 生産・輸入品に課される税	従業者数	経済センサス(総務省)
(iii) 雇用者報酬	従業者数	経済センサス(総務省)

項 目	分 割 指 標	基 礎 資 料
【12】対家計民間非営利サービス生産者		
① 教育	民営従業者数	経済センサス(総務省)
② その他	民営従業者数	経済センサス(総務省)

2 分配系列

項 目	分 割 指 標	基 礎 資 料
【1】雇 用 者 報 酬		
① 賃金・俸給	給与所得者の総所得金額等	関係指標
② 雇主の社会負担		
(a) 雇主の現実社会負担	現実社会負担対県比率	県民経済計算(集計値)
(b) 雇主の帰属社会負担	帰属社会負担対県比率	県民経済計算(集計値)
【2】財 産 所 得		
① 一般政府	政府サービス生産者産出額	
② 家 計	(a)～(c)	
(a) 利 子	雇 用 者 報 酬 + 持 ち 家 を 除 け ば 得 得	
(b) 配 当		
(c) 賃 貸 料		
(d) 保険契約者に帰属する 財産所得	市町村総人口	国勢調査(総務省)、秋田県の人口 (県調査統計課)
③ 対家計民間非営利団体	対家計民間非営利サービス 生産者産出額	
【3】企 業 所 得		
① 民間法人企業		
(a) 非金融法人企業	市町村民税法人税割額	関係指標
(b) 金融機関	金融・保険業産出額	
② 公的企業		
(a) 非金融法人企業		
(i) 国	企業所得対県比率	県民経済計算(集計値)
(ii) 県	企業所得対県比率	県民経済計算(集計値)
(iii) 市町村	企業所得対県比率	市町村公営企業概要
(b) 金融機関	市町村総人口	国勢調査(総務省)、秋田県の人口 (県調査統計課)
③ 個人企業		
(a) 農林水産業		
(i) 農 業	農業産出額	
(ii) 林 業	林業(民有林+狩猟業) 産出額	
(iii) 水産業	水産業産出額	
(b) その他の産業	その他の産業混合所得合計	県民経済計算(集計値)
(c) 持ち家	持ち家延床面積	国勢調査(総務省)